

Title	タイ国ソンクラの呉氏の墓碑と神主について
Sub Title	On the tombstones and ancestral tablets of the Wu Family of Songkhla in south Thailand
Author	木村, 宗吉(Kimura, Sokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.3 (1970. 12) ,p.71(465)- 109(503)
JaLC DOI	
Abstract	<p>It is well-known that a large number of Chinese left their native land and emigrated to the Southeast Asian countries, largely due to the upheavals associated with the transition from the Ming dynasty to the Ch'ing. However, it has recently been noted that such Chinese refugees or their descendants were not only engaged in trade, commerce and so forth, but also that some of them attained political power in Southeast Asian countries from the latter half of the 17th century to the latter half of the 18th century. Among these, Dr. Chen Ching-ho noticed in his article that Mac-ㄩ 玫 of-Ha-tien 河仙, Chen Chao 鄭昭 in Siam, Lo Fang-po 羅芳伯 of Pontianak in western Borneo and Wu Jang 吳讓 of Songkhla in the Malay Peninsular region of present-day Thailand were contemporaries who were supported by groups of their fellow Cantonese, Teochiu, Hakka and Fukien countrymen, respectively. Of these four men, the first three have already been the object of considerable scholarly research. But so far, little research has been done on Wu Jang. Wu I-lin 吳翊麟 was the first man to make an on-the-spot investigation of the tombstones and Shen-chu 神主, or ancestral tablets, of the Wu family, and he proposed a new theory regarding the family line on the basis of this investigation and various Thai records; the details may be found in Sung-k'a Chih 宋ㄩ 誌, or the Topography of Songkhla, by Wu I-lin (published in Taipei in 1968). The author of the present article also investigated the tombstones and ancestral tablets of the Wu family at Songkhla in August of 1969, compared his own observations with those of Wu I-lin, and noticed certain problems. According to Phongsawadan Muang Songkhla, or the Chronicle of Songkhla, by Phraya Wichiankhiri (Chom-the eighth of the Wu family governors of Songkhla), Wu Jang emigrated to Songkhla from Fukien Province in 1750. He worked in and around Songkhla as a vegetable gardener, fisherman, and merchant, and won favor with the populace of Songkhla. In 1767, Ayutthaya, the capital, was captured and sacked by Burmese invaders. Subsequently, Cheng Chao, or Phraya Taksin, repelled the Burmese invaders, proclaimed himself King of Siam, and established a new capital at Thonburi. At that time, only the central part of Siam came under his influence, the other part being controlled by the former royal family or retainer of the Ayutthaya dynasty. In 1769, King Taksin mounted an expedition to Nakhon Sithammarat and Songkhla, and consolidated his power in the south. In recognition of the loyal services of Wu Jang during this period, King Taksin appointed him excise officer for swallow's nests on two islands in Songkhla Lake, enobled him with the title of Luang, and took his third son back to the capital as a royal page. Wu Jang was an efficient tax farmer and regularly remitted the annual revenues to the capital. In 1775, King Taksin duly rewarded his loyalty and ability by appointing him governor of Songkhla. Wu Jang survived the change of dynasties in 1782, and served as a governor until his death. Subsequently, the governorship of Songkhla was passed on by hereditary succession until the eighth governor retired in the reign of Rama the fifth of the present dynasty. It is a noteworthy fact that an overseas Chinese and his descendants maintained local political power for such a long period, i. e., about one hundred and twenty years. The author examined the twenty-one tombstones and six ancestral tablets mentioned by Wu I-lin, referring also to Thai records. The author found that the tombstone No. 19 listed by Wu I-lin did not, in fact, belong to the Wu family. The author also felt that, in certain cases, there was insufficient evidence to identify the particular members of the family to whom some of the Wu tombstones belonged. The author observed that the personal names in Chinese characters found on the tombstones or ancestral tablets can be divided into three categories: (1) True Chinese names, that is, Wu Jang, his sons' names, most of his grandsons' names, etc. (2) Transliterations of Thai names: for example, Mien 綿 (Fukienese pronunciation: Min), the name of the sixth governor, is merely a transliteration of his Thai name, Men, and his brother's name, Sheng 省 (Fukienese : Sieng) is also a transliteration of his Thai name, Saeng. (3) Combinations of the tzu-peí 字輩, or the Chinese character used to distinguish the different generations (Each member of any given generation has the same character in his name, so that his position in the genealogical tree can be determined), and the transliteration of the Thai name: for example, Hsian Lieh 宣列 (Fukienese: Soan Liet), the name of the first son of Men, is a combination of 宣 which is the tzu-peí of the fifth generation of this family, and the</p>

transliteration of his Thai name, Net; the names of all his brothers are also composed in this manner. The above-mentioned examples are merely a few among the many in this category. Generally speaking, from the great-grandchildren of Wu Jang downward, Thai names occur with increasing frequency. Wu Jang and his group came to Songkhla from China as agricultural emigrants during the last period of the Ayutthaya dynasty, when Siam was in chaos. Since Wu Jang was appointed governor of Songkhla, his family and descendants were dedicated servants of the successive Thai kings, and various titles were conferred upon them. Consequently, the Wu family were rapidly assimilated into Thai society, although part of the Wu family did attempt to preserve their Chinese cultural heritage. It seems that in general, assimilation was already well under way in the days of Wu Jang's great-grandchildren, and the Chinese cultural identity of the family eventually disappeared. Finally the author sincerely hopes that the tombstones of the Wu family will be restored as soon as possible, since some of them are already in ruins. The author wishes to express his gratitude to Dr. Chen Ching-ho of the Chinese University of Hong Kong, who offered valuable suggestions and guidance, regarding Fukienese pronunciation; to Mr. Tan Yeok-seong, who lives in Singapore and supplied valuable information; to Professor Chin You-di, the Head of the Archaeological Section of the National Museum in Bangkok, and Mr. Arphorn Na Songkhla (a descendant of Wu Jang) of the Conservation Laboratory of the National Museum in Bangkok, who supplied valuable information; to the venerable Mr. Phraya Aphirak Ratchautthayan, the third son of the eighth governor of Songkhla, who lives in the suburbs of Songkhla city and permitted the author to inspect and photograph the ancestral tablets; and to Mr. Suchat Rattanaprakan, who also lives in Songkhla and offered a great deal of useful advice concerning the investigation of the tombstones in Songkhla. However, the author himself must assume sole responsibility for the opinions expressed in the present article, and for any errors which may appear therein.

Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19701200-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

タイ国ソンクラアの呉氏の墓碑と神主について

木村宗吉

- 一、はじめに
- 二、タイ史料と従来の諸研究
- 三、呉氏の墓碑と神主
- 四、若干の問題
- 五、おわりに

一、はじめに

明末から清初にかけて、明清両王朝の交替にともなう混乱を避けて、非常に多数の中国人が東南アジア諸国に移住し、それぞれ各地で活躍したことは、華僑史上よく知られた事実である。しかし、この時期に東南アジアに出て来た華人、あるいはその子孫の中には、単に普通の商業・貿易等の面で活躍したのみならず、移住地に集団的に定着し、独立的政権を樹立し、それを維持した例がかなりあることが、近年とくに注目されている。中でも顕著な例は、広東省雷州の人である鄭玖が建設した河仙鎮、広東省梅県の客家出身である羅芳伯がボルネオ西部に設立した蘭芳公司、潮州華僑と暹女との混血児である鄭昭が開いたタイ国のトンブリー王朝、福建華僑の呉讓がマライ半島部のソンクラアにきざいた地方政権等である。勿論、以上四つの政権の成立事情、性格等は異なるが、いずれも華僑あるいは華裔の建設した政権であり、華僑史

上重要な問題であることは論をまたない⁽¹⁾。これら四つの政権のうち、鄭氏、羅芳伯、鄭昭については、つとに内外の学者が各方面から論考を加えているが、ソンクラターの呉氏については、まだ、まとまった研究が比較的少ないので、以下私は呉氏について述べたい。

福建省漳州府海澄県を原籍とする呉讓は、「ソンクラター年代記」(後述の「年代記A」)によると、小曆一一二二年(一七五〇、乾隆十五年)に、現在のタイ領マライ半島東岸のソンクラター Songkhla に入植し、以来、菜園を営んだり、漁業をおこなったり、あるいは商業に従事し、衆人に人望があった。一七六七年、アユタヤー王朝が滅亡し、ついで史上に名高い鄭昭がビルマ軍を撃退して登位し、トンブリーを都としたが、当時の鄭昭の勢力範囲はタイ国中部にすぎず、その他の地方はアユタヤー王朝の旧王族あるいは旧臣が自立して分裂していた。鄭昭は小曆一一三一年(一七六九)、それらの独立政権の一つであるナコーン・シータムマラート Nakhon Sithammarat を破り、ソンクラターに駐軍した。このとき呉讓は鄭昭に忠節をつくし、ソンクラター湖中のコ・シー Ko Si'ro・ハー Ko Ha (四島、五島の意)の燕窠の徴税権を求めて許され、燕窠の徴税人としてルワン・インタキーリーソムバット Luang Inthakhirisombat の爵号を得た。鄭昭は呉讓の第三子文臣を首都に召して近侍となし、呉讓は以後、税と貢物を納めて鄭昭に忠勤を励み、小曆一一三七年(一七七五)、ソンクラター太守に封ぜられ、ルワン・スワンナキーリーソムバット Luang Suwannakhirisombat の爵号を賜わった。一七八二年、鄭昭が弑せられ、チャオプラヤー・チャクリー Chaophraya Chakkri が登位してラーマ一世となったが、呉讓は引き続きソンクラター太守の地位を維持した。以来その子孫は、第八代太守がラーマ五世の時代に位を退くまで、約百二十年にわたって太守の地位を世襲し、ソンクラターを統治した。このように、一華僑とその子孫が、かくも長期にわたって半独立的な地方政権を維持したことは、タイ国華僑史上注目し値する。以下私は、呉氏に関する従来の研究を紹介検討し、呉氏の墓碑、神主(位牌)ならびにタイ文史料により、呉氏の世系について考察を加え、また若干の問題に言及したい。

二、タイ史料と従来の諸研究

呉氏に関するタイ史料としてあげるべきものは、「ソンクラエ年代記」(Phongsawadan Muang Songkhla)と題する三種の同名の年代記である。以下、それぞれ、「年代記」A、B、C、と略称する。

(一) 「年代記A」。「史料集成」(Prachum Phongswadan)の第三巻に収められており、著者は、第八代ソンクラエ太守となったチョム・ナ・ソンクラエ Chom Na Songkhla^(a)。第一代から第四代太守までのソンクラエの地方史であり、また呉家の家史でもある。

(二) 「年代記B」。これは、「年代記A」の続編ともいふべきものであり、第五代太守から最後の第八代太守までの時代をあつかっている。著者は、プレーヤー・サワットキーリー・シーサマントラートナーヨック Phraya Sawatkhiri Sisamantratnayok (ジェン・スワンナパトム Yen Suwannapathom)。本書は、「史料集成」には収録されておらず、葬儀などの際に関係者に配られる所謂頒布本(Nangsu Chaek)として刊行されてきた。最近の版では、仏暦二五〇一年(一九五八)に刊行されたものがあり、この本の第一部(一一三二頁)は、前記の「年代記A」であり、第二部(三二一四八頁)が「年代記B」である。以下私は、この版をテキストとして頁数を示す。

(三) 「年代記C」。「史料集成」の第五三巻に収められており、本書は第一部(一一三九頁)と第二部(四〇一一〇一頁)に分かれている。第五代太守となったブンサン Bunsang が第一部を小暦一二〇七年(一八四五)に、第二部を小暦一二二二年(一八五九)に書いたとある。本書は、大体第二代太守文輝の治世の終り頃までは、ほとんど年代を欠く。

かつて許雲樵氏は、氏の「北大年史」(南洋研究叢書之一、一九四六年)中に、「年代記A」を引用され、また、呉家

の簡略な系図を作成して掲載された。その後許氏は、「年代記A」の全文を華訳して紹介され、同様な系図を掲載された（「宋卡紀年訳註」南洋学報第八卷第一輯、一九五二年）。系図中の人名は、華名も暹名も、すべて漢字で記されている。許氏が前記の両書に於て述べられているところから判断すると、氏は、ソクラーに於ける呉家の墓碑によって華名に還原し、暹名は勿論、華名でも墓碑によって確かめられないものは、タイ文字で書かれた音を漢字に音訳されたようである。すなわち、「年代記A」に出て来る華名は、福建音をタイ文字で表記しているのであるから、墓碑や神主のような他の史料がなければ、正確に華名に還原することができないのである。たとえば、始祖の呉讓という名前は、「年代記A」では、ハオ・ジアン Hao Yiang と書かれているが、「讓」という字は墓碑にないので、許氏は、「陽」、すなわち呉陽と書かれている。「讓」が正しいことは、後述のように、神主によってわかるのである。許氏は、呉家の墓碑そのものについては紹介されなかったので、どのような墓碑が現存するのか、そのへんのことは全くわからず、ために実地調査の必要を感じさせたのである。

その後、一九六一年、バンコクで、「泰国福建会館成立五十週年新址落成紀念特刊」が刊行され、その中に、夏鼎勳訳作「閩僑吳陽及其子孫」（一三四—一三九頁、二五四—二五八頁）が掲載されている。これは、「年代記A」と「年代記B」により、第一代から第八代太守までの事績を概説したものである。夏鼎勳は、「吳陽及其子代孫代、在泰国史籍中、其名字都是華文訳音、現在把它還原為華文。這三代的名字、如吳陽、文輝、文耀、天鍾、天生、文爽……等、其華文原文、都根拠許雲樵先生在北大年考証六七年所得、相信不会有錯。三代以後、如綿、村、匿、参……等、則係根拠泰語訳音、這足以証明、納宋卡氏（吳）自第四代起的泰化已經有相當的程度了。」（一三五頁）と言う。

一九六八年、台湾商務印書館から、吳翊麟著「宋卡誌」（人人文庫七一三）が出版された。著者の吳翊麟氏は、元中華民国駐宋卡領事であり、数年間の在任中に、呉家の墓碑や神主を調査して、その世系やソクラーの地方史を研究され、

「宋卡誌」をまとめられたのである。氏の研究の結果、タイ文史料の誤りや、タイ文史料のみではわからぬ事実が、かなり明らかになり、また、その結果、新たに考えるべき問題も生じたのである。このように、実地調査に基づく研究を最初に発表されたのは、呉翊麟氏であるといってよい。が、地元のソンクラーには、第八代ソンクラー太守の第三子である高齡のプラーヤー・アピラック・ラーチャウッタヤーン氏 Phraya Aphirak Ratchauthayan (呉楼直氏) や、ソンクラーの地方史、特に呉家の家史に詳しい篤学の士である閩裔の郭順宗氏 (スチャート・ラッタナプラーカーン氏 Suchat Ratanaparakan) が在住されているので、呉翊麟氏自身書かれているように、両氏から得るところ大であったようである。

私は一九六九年八月、ソンクラーに於て呉家の墓碑や神主等を調査し、呉翊麟氏が書かれているところと比較検討した。呉翊麟氏の著書があるにもかかわらず、私が、またこの問題を取りあげるのは、次のような理由による。一、呉翊麟氏の調査には、多少訂正すべきところがある。碑文のわずかな誤読、たとえば、氏が「皇清侍贈呉門劉氏墓」と書かれているが、実際には「皇清侍贈呉門劉孺人墓」であるような場合は、以下訂正したものを書く。重要な誤りについては、氏が書かれているところと、私が読んだものと、両方をあげて詳述する。二、呉翊麟氏は、ままた、タイ文史料等の出典を示さずに断定されることがある。これには色々の理由が考えられるが、そのような断定が、必ずしも根拠のない単なる想像であるとは言えない。何故なら、印刷された史料がなくても、おそらく呉家には、言い伝えや文書などがあり、前記の呉楼直氏や郭順宗氏には、ある場合、ある程度の見当がついているのではなからうかと思うからである。私のソンクラーに於ける今回の調査は短期間であり、そのような点について、十分に精査することができなかった。そこで、呉翊麟氏の断定が正しいか否か、判断できない場合は、氏の説をそのまま紹介し、今後の調査・研究にまきたい。三、最後に、若干の問題について述べたい。

ソンクラーに於ける私の調査にあたり、バンコクの国立博物館に勤務されている考古学者のチン・ユードイ教授、同

じく国立博物館にとめられている呉家の一族であるアーポーン・ナ・ソクラー氏、また前記のプラヤー・アピラック・ラーチャウッタヤーン氏ならびに郭順宗氏に大変お世話になった。ここに記して謝意を表する。

三、呉氏の墓碑と神主

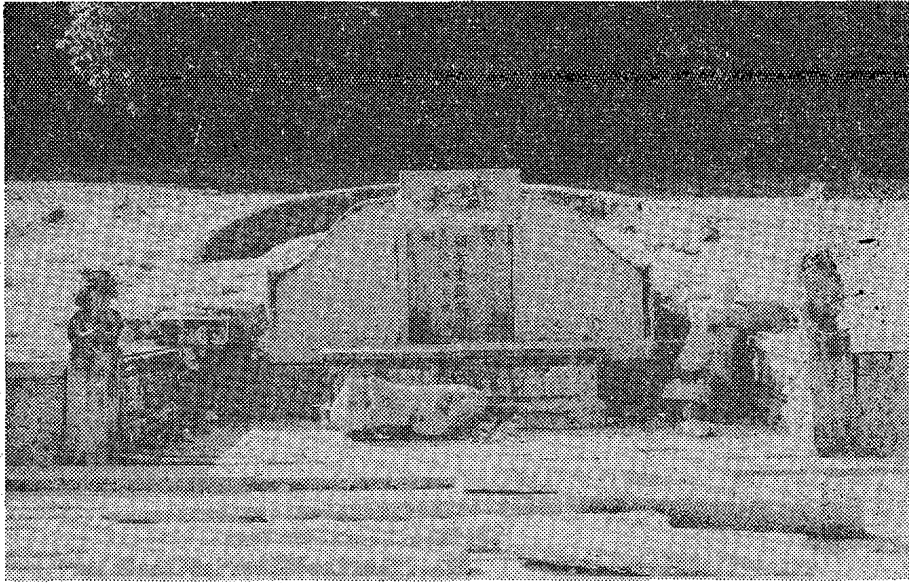
現在のソクラー市街は、ソクラー湖(タレーサープ・ソクラー Thalesap Songkhla)が海に連接する湖口近くの東岸にある。その対岸のホワ・カオ部落(Ban Hua Khao)に、呉家の墓地があり、全部で十七の墓が、レーム・ソク山(Khao Laem Son)の麓に、山を背にして湖に面してたてられている。呉翊麟氏は、そのほか、東岸の各地にある四つの墓を、呉家のものとして記されている。

呉翊麟氏は、ホワ・カオ部落の、向って一番右の墓(呉讓の長子、文輝の墓)を第一号とし、順次、第十七号までの墓碑番号をつけている。東岸にある四つの墓は、したがって、第十八号から第二十一号までである(「宋卡誌」一〇三一—三頁、呉讓及其子孫之墓碑及牌位集録)。

次に神主について述べると、ソクラーの郊外に住まわれている、前述の、第八代太守の第三子、プラヤー・アピラック・ラーチャウッタヤーン氏の邸内に、六個の神主が安置されている。私は郭順宗氏に伴われて氏をおたずねし、神主を實見し、撮影させていただいた。

以下私は、呉翊麟氏の墓碑番号、神主番号を付して、逐一検討する。ただし、墓碑第一号から順番におこなわず、世系の説明に便利なような順序でおこなう。

(墓碑第二号)



第一図 呉 讓 の 墓

乾隆伍拾四年己酉春吉

西

顯考士侃吳公墓

六男戊成耐墓

興

孝男文輝天成
臣玉成 次房孫志生立

「墓碑第二号」は、呉讓の墓碑であり、レーム・ソン山の麓にある呉家の墓の、向って右から二番目のものである。墓石の頭部にみえる西興は、呉讓の故郷を示す。士侃は呉讓のあざな、乾隆五十四年己酉は一七八九年。この墓碑と比較すべきものは、次に示す呉讓の神主である。

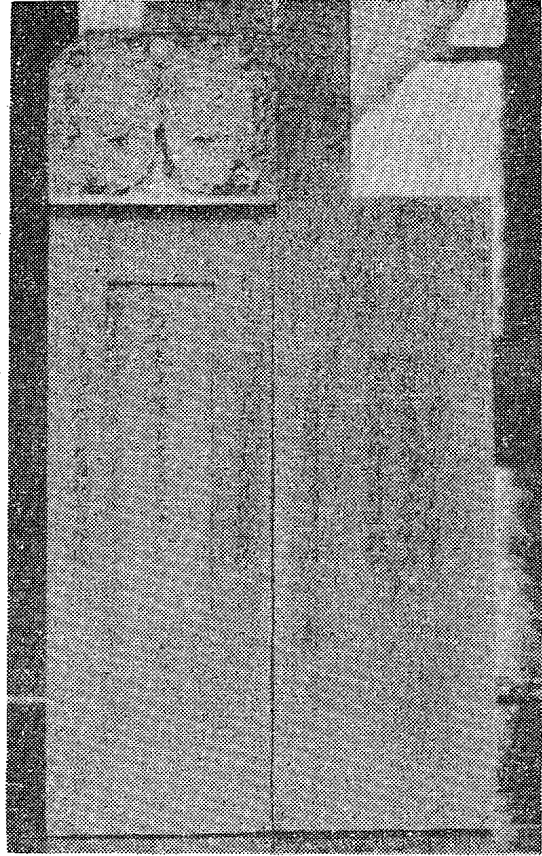
(神主第一号)

(正面)

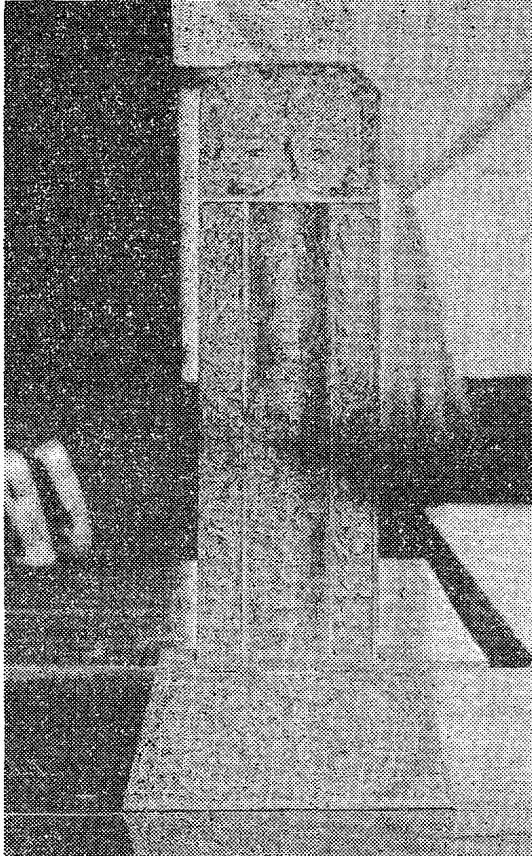
顯考誥授暹羅国昭丕雅榮祿大夫秉直吳府君神主

孝男 文輝 文臣 玉成 等全奉祀
文耀 文臣 天成

(内面)



第二図 吳讓の神主の内面



第三図 吳讓の神主の正面

生於康熙五十六年十二月廿六酉時
行二乳名讓官享壽六十八歲

卒於乾隆四十九年九月初二日卯時

原籍漳州澄邑山塘人氏

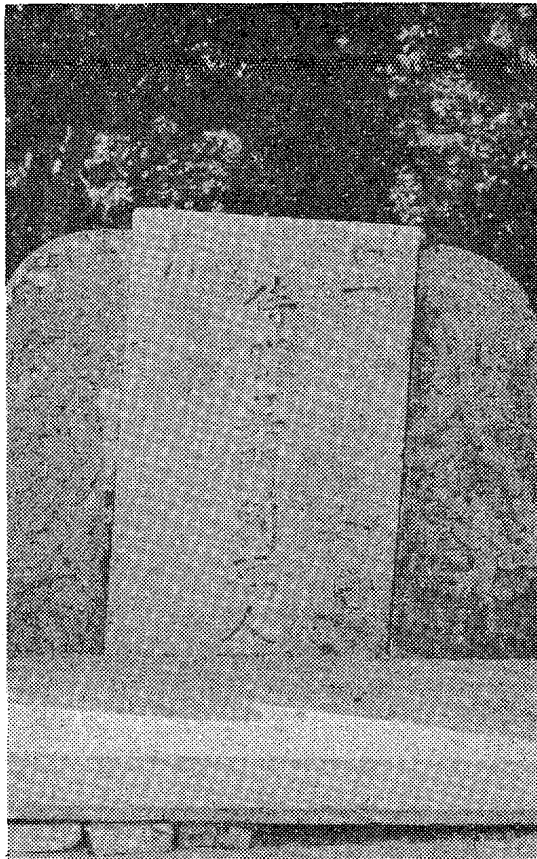
附墓宋脚埧底山壬丙兼亥巳分金辛亥辛巳定穴

神主の正面には、前記のような文字が刻まれており、その部分はずすと、内部に墨書がみえる。

正面に刻まれている「昭丕雅」は、当時のタイ国の貴族の最高の爵位であるチャオプラーヤー Chaophraya の意であるが、タイ史料に関するかぎり、吳讓が賜わった爵位は、前述のようにルワン Luang であり、チャオプラーヤーをおくられたという記事はない。行二とは、排行の二番目、すなわち次男の意味である。乳名は讓官、福建人には、名のあとに男子の尊称として「官」の字をつける習慣がある。⁽³⁾ 生年の康熙五十六年は一七一七年、歿年の乾隆四十九年は一七八四年、享年六十八歳。神主と墓碑によると、吳讓の原籍は、福建省漳州府海澄縣山塘郷西興村。神主の内

面には、風水説による墓の位置を示す文が墨書されているが、呉翊麟氏の著書には、この文はみえない。この文中の「宋脚瑠底山」とは、ソンクラアのポートルェーイ山 (Khao Botoei) の意であり、ポートルェーイ山は、レーム・ソン山の別名である。後述のように、レーム・ソン山は、このほか、ホワカオ山 (Khao Hua Khao) という別名を持つ。

「年代記A」によると、呉讓には五子あり、長子をブンフイ Bunhui、次子をブンヒョ Bunhieo、第三子をブンシン Bunsin、第四子をティエンセーン Thianseng、第五子をヨックセーン Yokseng といった、とある。⁽⁴⁾しかし、墓碑と神主によると、実は呉讓には六子あり、長子を文輝、次子を文耀、第三子を文臣、第四子を天成、第五子を玉成、第六子を戊成といったことがわかる。「墓碑第二号」は、神主にある呉讓の歿年とくらべると、歿後五年にたてられたものである。この墓碑に、次子文耀の名がみえないのは、後述のように、文耀が、この墓碑がたてられる以前に死去したことを示すようである。第六子戊成は夭逝したらしく、「墓碑第二号」がたてられた時にはすでになく、父の墓に合葬されたのである。



第四図 呉讓の元配劉氏の墓

(墓碑第三号)

皇

侍贈呉門劉孺人墓

清

男文輝耀
臣振成

(神主第二号)

(正面)

皇清 誥贈顯妣^諡 坤德吳府劉孺人神主

男 文輝 文臣 玉成 全奉祀
文耀 天成 茂成

(内面)

生於雍正□□□

母劉氏昭森享壽□□□

薨于乾隆□十五年□□□

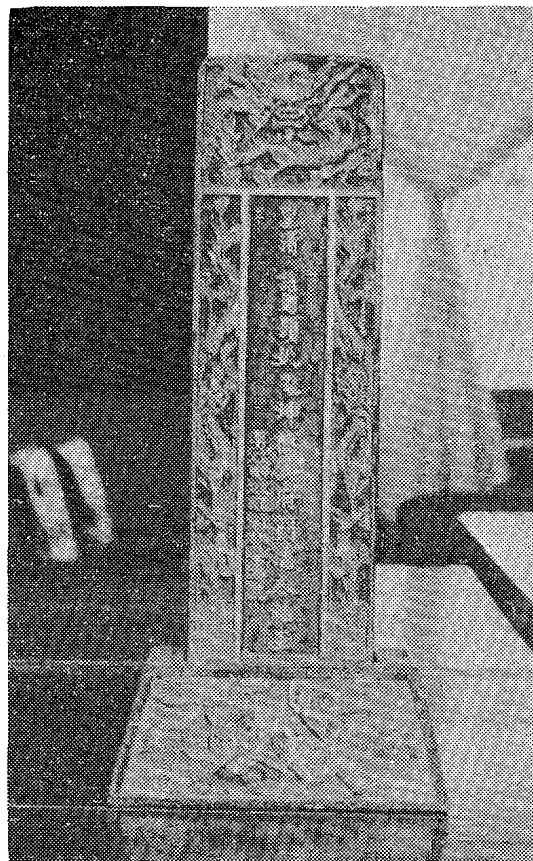
(墓碑第十四号)

西 乾隆伍拾年殯春

吳門淑慈莊氏瑩

興

男 玉成 天成 等全立石
茂成



第五図 吳讓の元配劉氏の神主

「墓碑第三号」は、吳讓の墓碑の向って左側にあり、立石人からみて、当然、吳讓の元配の劉氏の墓碑である。吳讓の子の代、すなわち二世の名は、「文」ではじまるのが正しく、立石人の文成と文振は、それぞれ、前述の天成と玉成である。通常、墓碑の立石人は、長子以下、右から左に向って順次刻されるのが普通であるが、この墓碑では、長子文輝が真中、次子文耀が長子の右側、第三子文臣が長子の左側になっている。吳家の墓碑の立石人は、大体このような配列で刻

されている場合が多い。しかし、立石人の名前が多く、それらの長幼の順序を比定し得る他の史料がない場合は、当然、比定が困難になる。なお、この墓碑は、墓石が少し沈下しており、「劉孺人」までしか読めず、呉翊麟氏が記している「墓」の字は、墓石の前の石台の下にかくれて読めなかった。

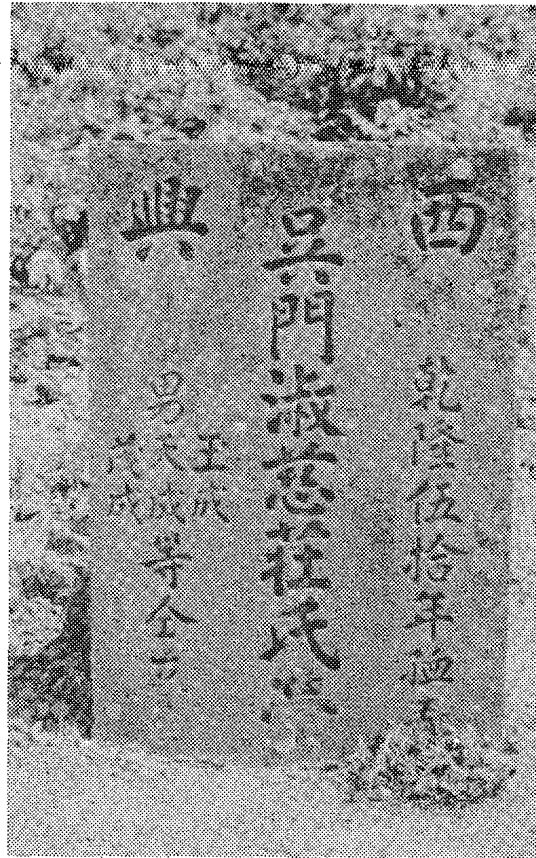
「神主第二号」は、呉讓の元配劉氏の神主であり、正面に、呉讓の六人の子の名前すべてが刻されている。呉讓の墓碑にみえる第六子茂成は、劉氏の神主では、茂成となっている。内面に墨書されている劉氏の生年と歿年を示す文字は、剝

脱がはげしく、よく読めなかった。呉翊麟氏が書かれているところを、そのまま記した。

「墓碑第十四号」は、呉讓の側室莊氏の墓碑であり、立石人の天成、玉成、茂成が、呉讓と莊氏との間に生まれた子なのであろう。そして、文輝、文耀、文臣が、呉讓と元配劉氏との間に生まれた子なのではなからうか。莊氏の墓碑にみえる乾隆五十年は一七八五年。

「年代記A」によると、呉讓は一七五八年、レーム・ソンで商売をはじめ、⁽⁵⁾パツタルン Phathalung の女を娶り、

前述のように五子をもうけたという。したがって、私は、墓碑を知る前は、このパツタルンの女は当然タイ人であろうと思った。しかし、側室の莊氏が、もしこのパツタルンの女であるならば、莊氏もまた華人あるいは華裔であろう。呉讓が、元配の劉氏を、ソングラーに移住する前、すなわち中国に於て娶ったことについては後述する。「年代記A」は、呉讓はパツタルンの女との間に五子をもうけたというが、文臣は文輝の異母弟である、⁽⁶⁾という矛盾した記事もみられる。これに



第六図 呉讓の側室莊氏の墓

ついで吳翊麟氏は、「又夏の訳作裏認為文臣は文輝和文耀の異母弟、但筆者認為除非吳讓另有第一第三夫人、並生了文臣、不然文臣应是文輝和文耀的同母弟。」^{（?）}という。

(墓碑第五号)

西 乾隆伍拾四年歲次己酉春吉

顯考文耀吳公墓

興 長房出嗣子志從

孝男 志生全立

來 滄

(墓碑第六号)

皇 嘉慶三年戊午花月吉

誥贈妯娒一品夫人益謙蔡氏

清

孝男吳 志從
志生全立

「墓碑第五号」は、吳讓の次子文耀の墓碑である。この墓碑によると、文耀には四子あり、長子を志從、次子を志生、

第三子を志来といい、第四子を、吳翊麟氏は志滄と書かれている。「滄」の字は、私にはよく読めなかったが、吳翊麟氏が書かれているところを記した。乾隆五十四年己酉は一七八九年であり、吳讓の墓碑（第二号）の立石年と同年である。前述のように、吳讓の墓碑に文耀の名がみえないのは、吳讓の墓碑がたてられる前に、文耀が死去したためではなからうか。

「年代記A」は、文耀には三子あり、長子をティエンチョン Thianchong、次子をティエンセーン Thianseng、第三子をティエンライ Thianlai といい、第四子については記していない。⁽⁸⁾ 後述する志従の神主の内面には、「考諱天従……」とあるので、タイ文のティエンチョンは天従であり、ティエンセーンは天生、ティエンライは天来と書かれたことが推測でき、これらは、ともに諱であろう。そして、長子天従のあざなが志従、次子天生のあざなが志生、第三子天来のあざなが志来であったと考えられる。

「墓碑第六号」は、文耀の墓の向って左側にあり、吳翊麟氏がいわれるように、立石人からみて、文耀の二人の妻の合墓であろう。妯娌は、通常、兄弟の妻が互いに呼び合う称であるが、また、同一夫に嫁した姉妹をさす場合もあり、また、兄弟の妻が同じ墓に葬られるということは考えられない。この墓碑も少し沈下しており、「蔡氏」の下は、墓石の前の石台にかくれていた。蔡益謙と蔡益順は、したがって姉妹であろう。嘉慶三年戊午は一七九八年。花月は陰曆二月の異名。

（墓碑第十六号）

西 嘉慶歲次丁卯年桐月吉旦

孝友大夫吳先生

誥贈 墓

タイ国ソクラーの吳氏の墓碑と神主について

（四七七）

八三

忠烈大夫吳先生

興

出嗣子文爽

立石

男馬
玉生

男香
綿

立石

(神主第四号)

(正面)

顕考授暹誥贈昭丕雅忠烈大夫諡紹徽吳公之神主

男省
綿香

奉祀

(内面)

生於乾隆乙未年十式月初六日庚辰時生

考諱天從諡忠烈大夫行一享壽四十有三

薨於嘉慶丁丑年十式月十八日丁卯時薨

葬在化口山坐西向東戌山辰兼辛乙分金丙戌丙辰

「墓碑第十六号」の立石人の一人である文爽は、「年代記B」によると、吳讓の第三子文臣の子であり、のちの第五代太守である。タイ文では、文爽は、ブンサン Bunsang と書かれている。また、綿は「年代記B」によると、文耀の長子志従の子であり、のちの第六代太守である。綿という名は、華名ではなく、暹名であり、タイ文では、メーン Men と記

されている。「年代記A」によると、文臣と志従が歿したのは、ともに小暦一七九九年（一八一七⁹）。以上により、この墓が文臣と志従の合墓であることがわかる。

「神主第四号」は、志従の神主である。「宋卡誌」によると、「牌位裏面有一条金子、上面刻着：」とあり、¹⁰呉翊麟氏は、前記のような内面の文を記されているが、私がこの神主を見た時は、その部分は、別に保存している由で、見られなかった。諱の天従は、前述のように、タイ文史料にいうティエンチョン。墓の位置を示す文中にみえる化口山とは、ホワカオ山、すなわちレーム・ソン山を示す。生年の乾隆乙未は一七七五年。歿年の嘉慶丁丑は一八一七年。享年四十三歳。「墓碑第十六号」の立石年の嘉慶丁卯は、呉翊麟氏がいわれるように、嘉慶丁丑の誤りであろう。¹¹桐月は陰暦七月の異名。志従の歿した月が十二月であるならば、実際にこの墓がたてられたのは、嘉慶丁丑の翌年以降であろう。

（墓碑第四号）

嘉慶貳年拾月置

孝友大夫吳公墓

男福星立石
文旭

呉翊麟氏は、「第四墳為孝友大夫吳天成、吳讓第四子之墓」という。¹²どのような根拠に基づくのか未詳。また、立石人の名も、よく読めなかった。「宋卡誌」に掲載されているところを記した。嘉慶二年は一七九七年。

(墓碑第十五号)

西 咸豊参年歲次癸丑吉月旦

誥贈顯 考光祿大夫 諡端耿吳先生 之佳城
妣一品太君 淑德王夫人

興 孝男 志 礼女 世 娘孫仲 悌 全立石 孝
信

立石人の志礼は、後述するように、吳讓の第五子文振の長子であると考えられる。したがって、この墓は、文振とその妻王氏の合墓であろう。咸豊三年癸丑は一八五三年。

(墓碑第十号)

西 道光丙戌六年

顯妣吳門莊氏墓

長孫光旦等

興 男 志 志純 義

莊氏が、誰の妻であるかは未詳。立石人の名も、読めない字があったが、吳翊麟氏が書かれているところを記した。道光丙戌六年は一八二六年。吳翊麟氏は、「筆者前疑此莊氏為吳讓第二夫人之姪女而適其三子之一。今按吳讓第二夫人所生長子文成有二子曰福星、曰文旭、但疑福星即志良。次子文振有子志礼為其立碑未提他子。因疑此莊氏為其三子茂成之妻、婚未久即寡。及此莊氏死時、二子已長成、並抱孫矣。」⁽¹³⁾という。この文中の志良については、後述する。

(墓碑第一号)

西 嘉慶壬申花月吉

誥贈忠孝大夫文輝吳先生墓

興 男志良仁
礼 從次房孫深生全立石

(神主第三号)

(正面)

皇清顯考宋卡昭丕雅 諡 忠孝吳公神主

孝男志良仁
禮 從等全奉祀



第七図 吳文輝の墓

タイ国ソクラーの吳氏の墓碑と神主について

(内面)

生于乾隆乙丑年九月廿九日酉時

行長乳名胤官享寿六十有七

葬在磨底山坐壬向丙兼子午辛亥辛巳分金

卒于嘉慶辛未年五月十八日巳時

「墓碑第一号」は呉讓の長子で第二代太守文輝の墓碑であり、呉讓の墓の向って右側にある。「神主第三号」は、文輝の神主。内面の墨書で、呉翊麟氏が、「行長乳名胤官」と記されているところは、すでに読めなくなっていた。神主によると、文輝の生年は、乾隆十年乙丑（一七四五）、歿年は、嘉慶十六年辛未（一八一）、享年六十七歳。風水説による墓の位置を示す文中の磨底山は、ポルトエイ山、すなわちレーム・ソン山。墓碑にみえる嘉慶壬申は、死去の翌年の一八一二年。

前述のように、「年代記A」によると、呉讓は、小曆一一一二年（一七五〇、乾隆十五年）に、ソングラーに来たという。もし、これが正しければ、長子文輝の生年は乾隆十年であるから、呉讓は元配の劉氏を中国に於て娶ったことになる。「年代記A」によると、文輝には嗣子なく、歿後、文耀の子のティエンチョン（天従すなわち志従）が第三代太守に叙せられたという。⁽¹⁴⁾ 呉讓の次子文耀は、文輝にさきだつて死去しており、前述のように、文耀の墓碑（第五号）には、「長房出嗣子志従」とあり、文輝の墓碑と神主に、志従の名がみえているので、志従が長兄の家をついだことがわかる。志仁、志良、志礼について呉翊麟氏は、志仁は文臣（呉讓の第三子）の子、志良は文成（呉讓の第四子）の子、志礼は文振（呉讓の第五子）の子であり、文耀の三人の弟の子が、それぞれ名義上、長兄の家をついだのであろうといわれるが、⁽¹⁵⁾ 妥当な

見解であると思う。前述のように文臣の墓（第十六号）には、「出嗣子文爽」とあり、文爽はすなわち志仁であろう。呉讓の孫、すなわち三世の字輩は「志」である。

（墓碑第九号）

嘉慶戊辰荔月吉

呉夫人鄭氏之墓

嗣子志仁立礼

立石人からみて、鄭氏は文輝の妻であろう。嘉慶戊辰は一八〇八年。

（墓碑第十三号）

西 清同治四年乙丑吉

誥贈光祿大夫諡英哲呉先生墓

興

タイ国ソクラーの呉氏の墓碑と神主について

男仲孝弟
信期服孫宣盼立
義

この墓碑は、墓前の石台の上に倒れ、破壊がはげしく、読むことができなかった。「宋卡誌」に掲載されているところを記したが、この文に誤りなければ、呉翊麟氏がいわれるように、これは志礼の墓碑であろう。志礼は、前述のように、呉讓の第五子文振の子であると考えられる。文振とその妻王氏の合墓(第十五号)には、立石人として、子の志礼とともに、孫の仲孝・仲悌・仲忠・仲信の名がみえているので、「墓碑第十三号」の立石人にてらして、これは、志礼の墓碑であると考えられる。同治四年乙丑は一八六五年。

(墓碑第十一号)

西 嘉慶乙丑春吉

顕考 資政大夫 塋
孝真吳公

興 男 深燦 生
吝恒 孝女等 力吉

この墓碑の立石人の名には、一部読めない字があった。「宋卡誌」に掲載されているところを記した。これが、誰の墓であるかは未詳。

吳翊麟氏は、これを、吳讓の第四子文成の子である志良の墓であるとし、立石人については、「読為深・吝・生・力・恒・燦・吉、長子深以房孫列名吳文輝之碑上。」⁽¹⁷⁾という。前述のように、文輝の墓（第一号）の立石人は、次の通りである。

男志良仁
禮從次房孫深香生

この立石人にみえる房孫について、吳翊麟氏は、「長房孫香生、次房孫深生」と読まず、香・生・深を三人の名とし、香を志従の長子、生を志生の子、深を、この「墓碑第十一号」の立石人の一人である深となし、深を志良の長子とする。たしかに香は、志従の墓（第十六号）の立石人の一人であり、志従の長子であろう。生については、次の「墓碑第十二号」に於て述べる。この「墓碑第十一号」については、なお今後の研究にまちたい。

（墓碑第十二号）

大清同治六年歲次丁卯吉月穀旦重修

西

顯考^諡英烈行二榮祿大夫吳先生之佳城

興

タイ国ソクラーの吳氏の墓碑と神主について

承重孫宣和期服孫宣達合全立石

(神主第五号)

(正面)

顕考授暹国昭丕雅榮祿大夫諡英烈吳府君之神主

孝孫宣和宣貴全奉祀

「墓碑第十二号」は、文耀の次子志生の重修墓であり、「神主第五号」は、志生の神主である。この墓も、崩壊がはげしく、重修年と立石人の刻されている左右の墓石が倒れていた。重修年の方は読めたが、立石人の刻されている向って左側の墓石は、文字のある表面が下になっており読めず、吳翊麟氏が掲載されているところを記した。同治六年丁卯は一八六七年。神主について、吳翊麟氏は、「牌位裏面原来也有一条刻着他的生卒年月日的金子、像他哥哥天從牌位裏面那樣的、未知是由天生的子孫拿去供奉、抑是失掉了。」⁽¹⁸⁾と、記されている。墓碑にも神主にも、志生の子の名はみえず、孫の名だけが刻されている。志生の孫、すなわち五世の名は、「宣」で、はじまるのが正しい。

「年代記A」によると、第四代太守志生、すなわちタイ文史料でいうティエンセン Thianseng⁽¹⁹⁾ の歿年は、小曆二二〇九年（一八四七）、吳氏歴代太守中、治世が最も長く、約三十年におよんでいる。

「年代記A」の終りには、「ティエンセン伝」が付されており、これによると、志生は、元配のトーンスク Thon-
gsuk との間に男子あり、といい、名は記していないが、その註に、トーンスクはシン Sing (男) の母であるという。⁽²¹⁾

吳翊麟氏は、「志生有妻三、元配娘通淑、生子名生。」⁽²²⁾という。すなわち、氏は、文輝の墓碑にみえる、長房孫香深生の生をこのシンとなすのである。シンについて、吳家には史料があるようだが、「年代記」から、わかるところは少ない。また、「年代記A」によると、志生の第二夫人は、パッタルンの人で、名はケーオ Kaeo、二女あり、長をルーク・チャン Luk Chan、次をルーク・イン Luk In といい、チャンはのちラーマ三世の妃（チャオ・チョーム Chao Chom : a lesser concubine of the king）となり、インは、第六代太守メーラの第三夫人となった。また、志生には、第三夫人あり、名はプライン Prang、バンコクに住んでいた。⁽²³⁾

(墓碑第十七号)

光緒拾柒年歲次辛卯八月旦

西

暹羅国持授昭丕雅諡宣惠吳府君墓

興

孝男宣氷列宣宣緞越孫登箴音曾孫樓樓勅樓質歷全奉
賓駭曷

(神主第六号)

(正面)

タイ国ソクラーの吳氏の墓碑と神主について

皇暹特授昭丕雅秩光祿大夫諡宣惠吳府君之神主

男宣冰賓宣駛越產越孫音燬音奉祀

「墓碑第十七号」は、第六代太守メーンの墓碑であり、「神主第六号」は、メーンの神主である。吳翊麟氏は、神主の奉祀人を、「男宣冰賓宣駛越產越孫音燬音」と記されているが、私は前記のように訂正した。□にしたところは、よく読めなかったが、「登」ではない。神主は釘付けにされており、内面は見られなかった。吳翊麟氏も、内面については、ふれていない。この「墓碑第十七号」は改葬墓であり、現在、真中の墓石しかたっておらず、左右の墓石は、吳樓直（樓勅）氏の邸内に保存されていた。左側の墓石に見える宣列は、メーンの長子ネート Net であり、ネートは父に先立って死去したが、墓石には、宣列以下、宣産を除く七人の子と、孫および曾孫の名が刻されている。光緒十七年辛卯は一八九一年。なお、墓碑に見える「持授」は「特授」の誤りであろう。

「年代記B」によると、メーンの生年は仏暦二三五八年（一八一五）。歿年は仏暦二四二七年（一八八四）。享年七十歳。メーンの元配の名は、スット Sut。メーンとスットとの間には、次のように一男三女があった。

一、ネート Net (男)。

二、クリン Klin (女)。

三、クラープ Kulap (女)。ラーマ四世の妃となる。

四、パン Pan (女)。

メーンは、その後、プック Puk とイン In を娶った。インは、前述のように、志生の娘であるから、メーンとインは、

いとこ同士になる。メインと、この二人の妻との間には、子女がなかった。

また、メインと他の側室との間には、次のように、七男七女があった。

- 一、トン Tong (女)。
- 二、ルーン Run (女)。
- 三、ルエン Roeng (女)。
- 四、プレミアム Prem (男)。
- 五、クラーム Khlam (女)。
- 六、アート At (男)。
- 七、チョーイ Choi (女)。
- 八、プイ Pui (女)。
- 九、プリム Prim (男)。
- 十、ウワプ Uap (男)。
- 十一、サーイ Sai (男)。
- 十二、チウ Chiu (女)。
- 十三、トン Thon (男)。
- 十四、サーン San (男)。

メインの長子ネートの生年は、仏曆二二七七七年（一八三四）。ネートは、のちに副太守となり、父のあとをついで第七代

太守になるべき地位にあったが、父の死去に先立つこと二年、仏暦二四二五年（一八八二）に歿した。享年四十九歳。元配の名は、パップ Phap、年代記の註によると、パップは志生の子のシンの娘であるという。ネートは元配パップとの間に、次のように、二男一女があった。

- 一、チョム Chom (男)。のちの第八代太守、すなわち、楼直氏の父の呉登箴である。
- 二、チュン Chun (女)。
- 三、エム Em (男)。

側室との間には、次のように、二男二女があった。

- 一、アン An (男)。
- 二、チュム Chum (男)。
- 三、プイ Pui (女)。
- 四、ロート Rot (女)²⁴。

(墓碑第七号)

丹 嘉慶五年梅月

妣沈母吳氏之墓

詔 男 慶生
閩 孔 慶生
詔 生 全立

(墓碑第八号)

二 清嘉慶元年卜立

十

頭考英義沈公之墓

四

世 漳 東 沈 男 孔 閩
詔 成 凱 全 立

「墓碑第七号」の立石年と立石人、「墓碑第八号」の立石人と、その上に刻されている文字には、読めない字が多いので、吳翊麟氏が書かれているところを記し、氏の説を紹介するとどめる。氏は、第八号の沈英義を第七号の吳氏の夫となし、次のようにいう。「第八墓為沈英義墓、吳家快婿。嘉慶元年、子孔・凱・閩・成為其立石。孔即孔生、閩即閩生。立父碑之凱及成、應為立母碑之慶生及詔生。其異名者、諒係彼等丁父艱時未娶、用学名、母喪時已娶、用字派名之故。」⁽²⁵⁾

以上述べた第一号から第十七号までの墓碑は、レーム・ソン山麓の吳家の墓地にあるものである。次に述べる第十八号から第二十一号までの四つの墓碑は、ソンクラ市内の諸寺内、およびソンクラの郊外にある。

タイ国ソンクラの吳氏の墓碑と神主について

(墓碑第十八号)

西 光緒廿一年乙未仲春穀旦

顯考 授暹誥贈 光祿大夫 諡 宣列 吳公 之佳城
一品夫人 諡 勤慈 陳氏

興

孝男 登箴 音 孫 樓 直 立
呢

この墓は、メインの長子ネートと元配パップの合墓であり、ソクララーの郊外、楼直氏邸の近くのスワン・トゥーン Swan Tun とよばれる広大な椰子園の中にある。宣列は前述のようにネート、五世の名は「宣」ではじまるのが正しい。立石人の登箴は、ネートと元配との間に生まれた長子のチョム、登音は、次子エームである。登箴には四子あり、長子を楼棟（夭逝）、次子を楼榜、第三子が楼直、第四子を楼呢といった。登音には三子あり、長子が楼歴、次子が楼質、第三子が楼掇。光緒二十一年乙未は一八九五年。

(墓碑第十九号)

吳翊麟氏は、第十九号を、次のように記されている。

咸豐四年吉

西

考諱爾為吳公墓

興

孝男 □亮

そして、「上碑在宋卡直轄市賽武里路越当夜仏寺旧殿前出口、平鋪為門石。墓地已失所在、諒已火化另供。」⁽²⁶⁾という。
しかし、ワット・ドーンジャー Wat Donyae に保存されているこの墓碑は、実は吳氏のものではなく、次のような墓碑である。

鶴 咸豐四年吉旦

考諱 爾為朱公墓

坑 孝男春亮立石

大体、吳翊麟氏は「宋卡誌」に、「鶴坑朱爾為及謝氏墓在上述公務員住宅左另一住宅之後。」(一三九頁)と書かれている。墓碑の文は記されていないが、この墓は次のようなものである。

清同治癸亥歲吉月 良辰再築

タイ国ソククラの吳氏の墓碑と神主について

鶴

頭考諱爾為朱公之佳城
妣貞靖謝氏

坑

孝男春亮重修理

この朱爾為と妻の謝氏の重修墓にみえる立石年の同治癸亥は一八六三年。ワット・ドーンジャーにある朱爾為の墓碑の立石年の咸豊四年は一八五四年。このようなわけで、「墓碑第十九号」は、呉氏の「墓碑集録」から除かれなければならない。

(墓碑第二十号)

西

道光丙戌六年

頭妣呉門楊氏孺人之墳墓

興

孝女呪娘等全立石
呪娘
呪娘
呪娘

この墓碑は、ソンクラ市内の、ワット・チャイヤモンコン Wat Chaiyamongkhon に保存されている。楊氏が誰の

妻であるか、未詳。道光丙戌六年は一八二六年。呉翊麟氏も、楊氏については、ふれていない。

(墓碑第二十一号)

大清同治七年戊辰歳吉月立

清誥贈顯妣^諡 衆惠呉門陳氏淑人之墳墓

男宣 女婿成 女宣 外孫登雲 奉祀
興 女 德 霧

この墓碑は、ソンクラ市内の、ワット・サイガム Wat Sai-ngam に保存されているもので、志生と元配トーンズックとの間に生まれたシンの妻の墓碑である。⁽²⁷⁾ 立石人の宣和は、志生の墓碑(第十二号)と神主(第五号)にみえる志生の孫。登雲と登霧は、それぞれ登箴と登音の別名。同治七年戊辰は一八六八年。

なお、呉氏とは直接、関係がないが、ソンクラ市内のワット・クラーン Wat Klang 内に保存されている一墓碑に、次のようなものがある。墓石の頭部に「吾貫」とあり、中央に「玉生林公之墓」、向って右側に「天運庚辰仲春置」とある。立石人は読めない。この「天運」は、明清両王朝交替の時期に、東南アジアにのがれた華僑が、清朝の年号を用いるのをいさぎよしとせず、みずからつくった年号であり、たとえば、ヴェトナム中圻会安茶饒東「竜安寺福碑」の年代が、

タイ国ソンクラの呉氏の墓碑と神主について

「天運甲申年仲秋」である。⁽²⁸⁾

次に、以上述べた第一号から第二十一号までの墓碑について表示する。括弧をつけたものは、吳翊麟氏の比定であり、私が断定を避けたもの。私としては、なお今後の調査・研究にまちたいことを示す。

墓碑第一号	吳文輝	始祖吳讓の長子。第二代太守。
二	吳讓。戊成祔葬。	戊成すなわち茂成は吳讓の第六子。
三	劉氏	吳讓の元配。
四	(吳文成すなわち天成)	文成は吳讓の第四子。
五	吳文耀	吳讓の次子。
六	蔡益謙と蔡益順	文耀の妻。
七	沈母吳氏	吳家の女。
八	沈英義	(右の夫)
九	鄭氏	文輝の妻。
十	(莊氏、すなわち茂成の妻)	茂成は吳讓の第六子。
十一	(吳志良)	志良は吳讓の第四子文成の子。
十二	吳志生	文耀の次子。第四代太守。
十三	吳志礼	志礼は文振の子。

十四	莊氏	吳讓の側室。
十五	吳文振と妻王氏	文振は吳讓の第五子。
十六	吳文臣と吳志從	文臣は吳讓の第三子。志從は文耀の長子で第三代太守。
十七	吳綿	綿は志從の子であり、第六代太守。
十八	吳宣列と妻陳氏	宣列は綿の長子。
十九	朱爾為	吳氏と直接、関係なし。
二十	楊氏	吳家の誰の妻であるか未詳。
二十一	陳氏	志生の子のシンの妻。

次に、第一号から第六号までの神主について表示する。

神主第一号	吳讓	始祖
二	劉氏	吳讓の元配
三	吳文輝	第二代太守
四	吳志從	第三代太守
五	吳志生	第四代太守
六	吳綿	第六代太守

以上表示した二十一の墓碑には、第五代、第七代、第八代太守の墓碑が含まれていない。しかし、「年代記B」は、第五代と第七代太守の遺骨は、ポートエーイ山の前の墓に納められた、という。楼直氏邸に安置されている神主も、第五、第七、第八代太守のものはない。

「年代記B」によると、第五代太守文爽は、仏暦二三三九年（一七九六）頃生まれ、仏暦二四〇八年（一八六五）に歿した。享年七十歳前後。元配チュム Chua⁽²⁹⁾ は、志生の第二夫人ケーオの妹。子女はなかった。側室との間には、四男四女があった。長子チュム Chua は、のちの第七代太守である。

タイ国ソククラの吳氏の墓碑と神主について

第七代太守チュムの生年は明らかでない。歿年は仏暦二四三一年(一八八八)。元配カム Khann との間には二男三女、側室との間には七男三女があった。⁽³⁰⁾

第八代太守チョム Chom すなわち呉登箴は、前述のようにネートの長子であり、仏暦二三九七年(一八五四)に生まれた。一八八八年、第七代チュムの歿後、ソンクラーク太守となった。当時は、ラーマ五世による近代化政策が多方面にわたって推進されている時代であり、一八九〇年代になると、州(Monthon Monthon)の設置が始まった。仏暦二四三九年(一八九六)、ナコーン・シータムマラート、ソンクラーク、パッタランおよびそれらの属地が合併されてナコーン・シータムマラート州が設けられ、プレーヤー・スクムナイウィニット Phraya Sukhumnawinit すなわちのちのチャオプレーヤー・ヨマラート Chaophraya Yomarat (パン・スクム Pan Sukhum) が州長として派遣され、州庁がソンクラークに設けられた。チョムは、なお副州長の地位で留まり、変革期の州の政務に参加し、チャオプレーヤー・ヨマラートに協力した。五年後の仏暦二四四年(一九〇一)、ソンクラークの政務監督という名誉職について引退し、以後、年金八千バートを与えられた。三年後の仏暦二四七年(一九〇四)、チョムはソンクラークに於て歿した。享年五十一歳。⁽³¹⁾ 十九世紀末のソンクラークについて、シンガポールの新聞「叻報」(一九〇〇年五月二日号)は次のように報じている。

「暹羅之宋卡地方、向為華員次理、溯始開藩其地者、為閩漳海澄人、吳中興奉暹王璽書、為是邦總督、父子世及、至今已經七世、無異唐末之藩鎮、子孫世為留後、迨自前年、暹王遊歷歐洲之後、奮發為雄、將國中政治、整頓一新、因念宋卡規模未經大展、尚屬因陋就簡、因正不滿意于懷。于是特選能員、節度是邦、予以令權、主其政治、而吳督之子孫、遂移居內地、自安耕鑿、不復與聞政事、東陵遺裔、已無人識故侯家矣。

至暹王所派之員、其果勇于從政、抵任之後、將各事大加整頓、摹仿歐洲政治、大概以英國為方針、該埠聞有小寨一座、名曰宋城、建築已久、因無修理、半就傾圮、即經該員將城圻去、載其磚石至海傍一帶、築為石礮、并設碼頭一座、俾得便

于起落貨物、而海傍旧有居民、均屬結廬而处、該員因出令、着其移居他处、因將其岸以沙土填乎。又諭令該处富商、建造磚屋。又設市鎮通衢、以通貿易、以外又設巡理府、巡捕房、以及海關等署、埠中碼頭、四通八達、并招牛馬車、來往載運、為政僅逾期月、共成效儼有可觀、然則、宋卡之興正未有艾也。」

以上の記事は、シンガポールの陳育崧先生が筆写してお送りくださったものであり、ここに記して謝意を表する。

次に、歴代太守の在位期間を表示する。第八代太守の在位期間は、「年代記B」は、チョムがソクラーの政務監督になって引退した年、すなわち一九〇一年を以て終りとしているが、私は、ナコーン・シータムマラー州が設置された一八九六年を以て、一応終りとした。なお下に表示する太守名は、華名あるいはタイ語の原名であり、太守としての正式な爵号は省略した。

四、若干の問題

まず、墓碑や神主にみえる呉氏の名をみると、次の三種類に分けることができる。(一)華名、(二)暹名の音訳、(三)字輩の下に暹名の音訳を付したもの。(一)は、呉讓、呉讓の六人の子、呉讓の孫の大部分、呉讓の曾孫の仲孝・仲悌・仲忠・仲信・仲義等。(二)は、呉讓の曾孫の綿や省等で、前者はメイン、後者はセーン Saeng⁽³²⁾の音訳。(三)は、前述のように、メインの長子の宣列等。宣列は五世の字輩の「宣」に暹名のネートの音訳である「列」を付したものである。

太守の代数	太守名	太守在位期間	在位年数
第一代	呉讓	一七七五—一七八四	(九年)
二	呉文輝	一七八四—一八一七	(二十七年)
三	呉志從	一八一七—一八一七	(六年)
四	呉志生	一八一七—一八四七	(三十年)
五	呉文爽	一八四七—一八六五	(十八年)
六	メイン	一八六五—一八八四	(十九年)
七	チョム	一八八四—一八八八	(四年)
八	チョム	一八八八—一八九六	(八年)

メーンの墓碑と神主にみえる、ネートを含めて八人の子の名も、それぞれ「宣」に暹名の音訳を付したもののようである。⁽³³⁾しかし、志生の孫の宣和・宣貴・宣達は、暹名がわからないので、それらが華名であるか、五世の字輩の「宣」に暹名の音訳をつけたものであるか未詳。また、「墓碑第十八号」にみえる登箴と登音は、前述のように、ネートの長子のチヨムと次子エームである。登箴は六世の字輩の「登」にチヨムの音訳である「箴」を付したものであり、登音も、「登」にエームの音訳である「音」を付したものである。また、この墓碑にみえるネートの孫の楼榜・楼直・楼呢も、七世の字輩の「楼」に、それぞれ、チヨムの次子プロン Prong の音訳である「榜」、第三子ティット Thit の音訳である「直」、第四子ニニの音訳である「呢」を付して、楼榜・楼直・楼呢としたものにはかなならない。暹名の音訳は福建音で考えるべきである。郭順宗氏によると、呉氏の字輩は二世から始まり、「文志仲宣、登楼作賦、映雪觀書、礼思孫子」であるという。現在は八世、九世の時代であり、七世の「楼」までが墓碑上にみられるが、呉家の一部に伝わる墓碑をつくる習慣も、今後おそらくなくなるであろう。墓碑をみると、呉譲の孫の代までは、ほとんど華名であり、曾孫以後は暹名が多くなる。

「年代記A」によると、呉譲の孫である第四代太守志生は華語に通じ、中国の習慣をまもり、同姓の婚姻を禁じたとい⁽³⁴⁾う。しかし、年代記によると、呉譲の曾孫の代頃から、同姓不婚は必ずしもまもられていない。大体、志生の娘自身、すなわちインがメーンの側室となっており、両人がいとこ同士であることは、さきに述べた通りである。また、文爽の子のタット That の娘のマリー Mali は、第七代太守チヌムの子のベーン Baen の妻であり、ベーンとマリーもいとこ⁽³⁵⁾同士である。年代記に記されているところでも、このような例はまだあり、呉姓同士の婚姻が、かなりおこなわれていたことを思わせる。かつて G. W. Skinner は、呉家の問題にふれ、“(The great-grandchildren) intermarried within the family and across generations in a fashion that would have appalled their great-grandfather.” と述べている。⁽³⁶⁾

呉讓の南来の目的は、移住拓殖であるが、それがたまたまアユタヤー・トンブリー両王朝交替の混乱期にあたり、呉讓が華裔である鄭昭から太守に封ぜられて以来、その一族および子孫は、タイ国王に忠節をつくし、種々の爵号を受けている。年代記によると、彼等の多くは、年少のとき、まず国王の近侍となり、宮廷に於て、将来仕官する者としての訓練を受け、そののち次第に昇進している。このような経歴は、当時のタイ貴族の子弟が、しばしば歩んだ道である。

たしかに、呉家の一部には、後代まで曲がりなりにも中国の習慣を保とうとした意図がうかがわれるが、全体からみると、呉讓の曾孫の代には、すでに多分に同化が進み、次第に華僑としての色彩を失ったと思われる。

五、おわりに

以上、主として呉氏の墓碑について述べたが、墓碑のいくつかについては、なお今後の十分な調査・研究を要するので、詳細な系図の作成も将来に期したい。現在としては、「宋卡誌」に掲載されている系図を参照されたい。

往時のソクラーは、タイ国最南の大藩であり、ことに十九世紀中葉頃までの歴代太守ならびにその一族が、タイ国史上にはたした役割は大きい。私が本稿において、墓碑の問題をとりあげたのも、一つには、歴代太守の事績を考察する者にとって、まず、呉家の世系の検討が必要であると考えたためである。なお、現在、呉家の墓地は非常に荒廃しており、一日も早く墓碑を修復しなければならぬと思う。おわりにあたり、種々、有益な御教示をたまわった陳荆和先生に感謝の意を表する次第である。

註

(1) 陳荆和、河仙鄭氏の文学活動、特に河仙十詠に就て、史学第四十卷第二・三号、一九六七年、一四九—一五四頁参照。

タイ国ソクラーの呉氏の墓碑と神主について

(2) ナ・ソクラーは、呉氏がバンコク王朝から賜わった姓であり、ナは *na* の意。

(3) 呉讓の乳名が讓官、呉讓の長子文輝の乳名が胤官であり、

ともに「官」の字が付されているが、福建人は、尊称として「観」の字を用いることもある。陳荊和教授は、最近発表された論文において、ヴェトナムの景興六十三年（一八〇二年、すなわち嘉隆元年にあたるが、嘉隆の年号は、この年の五月阮世祖が順化で正式に即位して、たてられたものである）三月二十五日付で明香社から兵部院に提出された四件の報官単について述べられ、次のように書かれている。「これらの単を見て、まず気付くことは西山政権時代および阮朝初期における明香社民姓名の記載方法がきわめて特殊なことである。こういう称呼は明香社関係の碑文には見えないので、実際的には明香社の戸籍簿たる民簿か、あるいはそれに関連する単のごとき書類にのみみられると考えられる。たとえば、泰徳十一年（一七八八年）の奏文では各郷職の名前は「某々観、柴某」（たとえば、陳錦観柴錦）、あるいは「某々娘、柴某」（たとえば、蔡協娘柴協）という形式で記されており、上引の銀礼納入の各単では各郷職はいずれも「某観」（たとえば陳錦観）と称している。次に景興六十三年（一八〇二年）の各単に見える人名は「客某、某々娘」（たとえば客永楊永娘）という形式をとっている。これらの称呼のうち、「観」は『華夷変態』その他の日本近世史料に中国商賈の名前の一部としてみえる「官」や「舎」に該当し、どちらも福建俗語で、社会地位の高い名望家または富裕の人士を指す敬称であり、「娘」は福建語あるいは潮州語で「人」を意味する「nang」、または「tang」の訳音であって、婦女の「娘」を意

味するものではない。さらに「柴」は越南語の“thay”（敬称の“さん”または先生に当たる）を表わす。また「客」（khach）は越南民間で広く華人または華商を指す語である。要するに「客」と「娘」は中国人たることを表わし、「観」と「柴」は敬称である。（陳荊和、会安明香社に関する諸問題について、アジア経済、第十一巻第五号、一九七〇年、九二頁）。

(4) 年代記A、一頁。
 (5) 同前、一頁。
 (6) 同前、一四頁。
 (7) 宋卡誌、七頁。
 (8) 年代記A、九頁。
 (9) 同前、一五頁。
 (10) 宋卡誌、一〇頁。
 (11) 同前、三〇頁。
 (12) 同前、二七頁。
 (13) 同前、二八頁。
 (14) 年代記A、一四頁。
 (15) 宋卡誌、九頁。
 (16) 同前、八〇頁。
 (17) 同前、二九頁。
 (18) 同前、一五一―一六頁。
 (19) 年代記Aでは、呉讓の第四子文成すなわち天成も、この志生も、ともにティエンセンと記されているから注意を要す

る。

- (20) 年代記A、二七頁。
 - (21) 同前、二八頁。
 - (22) 宋卡誌、七七―七八頁。
 - (23) 年代記A、二八頁。
 - (24) 年代記B、三七―四二頁。
 - (25) 宋卡誌、二七頁。
 - (26) 同前、一〇九頁。
 - (27) 同前、一三七頁、ならびに同書掲載の「宋卡陳光培祖孫世系表」参照。
 - (28) 陳荊和、河仙鄭氏世系考、華岡學報第五期、一九六八年、二二―二二三頁。竜安寺については、また、陳荊和、会安明香社に関する諸問題について、八五頁参照。
 - (29) このチュムと文爽の元配のチュムとは、声調が異なる。
 - (30) 年代記B、四二―四三頁。
 - (31) 同前、四三―四八頁。
 - (32) 年代記A、三一頁。
 - (33) 前述のように、「年代記B」によると、メインには八人の男子があった。それらの暹名を、メインの墓碑(第十七号)と神主(第六号)にみえる漢字名と比較すると、次のようになるのではないかと思う。括弧内は福建音である。
- 長子 ネート 宣列 (Soan Liet)
次子 プレーム 宣水 (Soan Pieng)

タイ国ソクラーの呉氏の墓碑と神主について

- 第三子 アート 宣葛 (Soan Yet)
 - 第四子 プリム 宣賓 (Soan Pin)
 - 第五子 ウワプ 宣越 (Soan Uat)
 - 第六子 サイ 宣駛 (Soan Sai)
 - 第七子 トン 宣緞 (Soan Toan)
 - 第八子 サーン 宣産 (Soan San)
- メインの墓碑と神主に刻されているメインの子の漢字名をみると、その配列が必ずしも長幼に従った一定の順序にもとずくものでないことがわかり、一見奇異に感じられるが、しかし、この代(五世)になると、彼等が自分の漢字名を意識していたが否か疑問であり、このような事實は、むしろ、呉氏の同化が進んだことを示すのであろう。
- (34) 年代記A、三〇頁。
 - (35) 年代記B、三六頁の註、および四三頁。
 - (36) G. William Skinner, "Chinese Society in Thailand: An Analytical History", Cornell University Press, Second printing 1962, p. 150.